

釧路十勝海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(55)	広尾さけ定第5号	広尾郡広尾町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(56)	広尾さけ定第6号	広尾郡広尾町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(57)	広尾さけ定第7号	広尾郡広尾町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月10日から12月10日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 その他

(1) 漁業の免許予定日 令和6年2月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）

(2) 釧路十勝海区漁場計画変更案の作成に係る内容

釧路十勝海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10853号）に上記1の(1)～(57)に掲げる定置漁業を加える

釧路十勝海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	浜中さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(2)	浜中さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(3)	浜中さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(4)	浜中さけ定第4号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(5)	浜中さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(6)	浜中さけ定第6号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(7)	浜中さけ定第7号	(3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(8)	浜中さけ定第8号	(4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(9)	浜中さけ定第9号	(5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(10)	浜中さけ定第10号	(6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。
(11)	昆さけ定第1号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(12)	昆さけ定第2号	
(13)	昆さけ定第3号	
(14)	昆さけ定第4号	
(15)	昆さけ定第5号	
(16)	昆さけ定第6号	
(17)	昆さけ定第7号	
(18)	昆さけ定第8号	
(19)	昆さけ定第9号	
(20)	昆さけ定第10号	
(21)	釧路さけ定第1号	
(22)	釧路さけ定第2号	
(23)	釧路さけ定第3号	
(24)	釧路さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(25)	白糠さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(26)	白糠さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(27)	白糠さけ定第3号	(3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(28)	白糠さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(29)	白糠さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(30)	音さけ定第1号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(31)	音さけ定第2号	(3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。
(32)	音さけ定第3号	(4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(33)	音さけ定第4号	(5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(34)	浦幌さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(35)	浦幌さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(36)	浦幌さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(37)	浦幌さけ定第4号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(38)	浦幌さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(39)	豊頃さけ定第1号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(40)	豊頃さけ定第2号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(41)	豊頃さけ定第3号	(4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(42)	豊頃さけ定第4号	(5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(43)	豊頃さけ定第5号	(6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。
(44)	豊頃さけ定第6号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(45)	大樹さけ定第1号	
(46)	大樹さけ定第2号	
(47)	大樹さけ定第3号	
(48)	大樹さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(49)	大樹さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(50)	大樹さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 4月10日から4月20日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月11日から8月20日までの間は、漁獲してはなりません。
(51)	広尾さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(52)	広尾さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(53)	広尾さけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(54)	広尾さけ定第4号	(4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(55)	広尾さけ定第5号	(5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(56)	広尾さけ定第6号	(6) 11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(57)	広尾さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。